

## 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

## 1．改正の趣旨

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「30年分権対応方針」という。）において、「一時預かり事業の職員配置については、1日の子どもの受入れ数がおおむね3名以下であって、当該事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等内の同一の場所において、保育所等を利用する子どもと合同で預かり、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、子育て支援員（地域型保育）又は子育て支援員（一時預かり事業）1名とすることを可能とする」とされた。

これを受け、一時預かり事業の職員配置に関し、30年分権対応方針に沿った見直しを行う。

## 2．改正内容

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第1号を改正し、以下の条件を全て満たす場合においては、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員を1人とすることができることとし、当該職員には保育士、家庭的保育者及び子育て支援員を含むこととする。

当該一般型一時預かり事業を利用している乳幼児の人数が1日当たり平均3人以下であること

保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型一時預かり事業が実施されていること

当該一般型一時預かり事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができること

## 3．根拠条文

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の13

## 4．施行期日等

公布日：令和2年3月下旬（予定）

施行日：令和2年4月1日（予定）